

令和2年度

静岡市協働パイロット事業



「市と一緒に取り組みたい」協働事業
のご提案をお待ちしています！

静岡市協働パイロット事業は、市民活動団体と市が役割を分担し、社会的課題の解決に取り組む試行的な協働事業です。

応募資格

1年以上活動実績があるNPO法人や市民活動団体等

応募期間

3/10（火）～4/6（月）

審査

書類審査（一次審査）

5月下旬（予定）

面接審査（二次審査）

5月下旬（予定）

個別募集説明会

3/12（木）18：00～21:00

会場 清水市民活動センター
（静岡市清水区港町 2-1-1）

3/16（月）18：00～21:00

会場 番町市民活動センター
（静岡市葵区一番町 50）

※事前予約制です。（1団体あたり 30分程度）

お申し込み・お問い合わせ

静岡市 市民自治推進課 市民協働促進係
（静岡市葵区追手町 5-1 静岡市役所新館 15階）
電話：054-221-1372（受付時間：9:00～17:00）

協働パイロット事業については、
静岡市のホームページにアクセス
http://www.city.shizuoka.jp/912_000132.html

令和2年度静岡市協働パイロット事業の概要

1 目的	市民活動団体と静岡市の協働を進めるため、試行的な協働事業を募集します。
2 事業実施期間	令和2年6月ごろ～令和3年3月末（応募期間：3月10日～4月6日）
3 募集内容	<p>(1) 採択事業数：予算の範囲内で複数事業を採択します。（採択数制限なし）</p> <p>(2) 1事業あたり事業額（委託金額）：予算の範囲内（予算額200万円（予定）） <u>※協働パイロット事業は、活動のための補助金、助成金ではありません。</u> 見積額の根拠を明確に示すよう努めてください。</p> <p>(3) テーマ：「課題テーマ」市が提示する課題テーマに応じる協働事業 「自由テーマ」分野を問わず、社会的課題の解決のための協働事業</p>
4 応募資格	静岡市内に事務所がある特定非営利活動法人または非営利の市民活動団体（5人以上の構成員で組織し、団体規約等を備え、事業や経理を適正に行うことができる等の条件を満たす団体）で、1年以上の活動実績がある団体を対象とします。
5 評価の視点	<p>事業の目的や内容が広く市民に理解されると認められる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けたものを採択します。</p> <p>(1) 市民ニーズや社会的課題を適切に把握している</p> <p>(2) 協働にふさわしい</p> <p>(3) NPOの先駆性・創造性を活かしている</p> <p>(4) 実行性が十分に感じられる</p> <p>(5) 事業費の見積りが適正である</p> <p>(6) 本格実施（継続実施）への発展性を見込むことができる</p>
6 審査方法	<p>(1) 書類審査 企画提案書から事業内容を確認します。</p> <p>(2) 面接審査 面接（プロポーザル・質疑応答）により採択事業を選定します。 <u>※応募多数の場合は、書類審査により採択しないことを決定する場合があります。</u></p>
7 提案方法	<p>「令和2年度静岡市協働パイロット事業募集要項」をご確認いただき、企画提案書等を作成してください。<u>なお、企画提案書等を作成する際には、当課又は市の事業担当課と相談するようにしてください。</u></p> <p><u>自由テーマで応募する場合は、当課において協働事業担当課を紹介しますので、お早めにご相談ください。</u></p>
8 申込・問合せ	<p>静岡市 市民自治推進課 市民協働促進係</p> <p>〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所 15階</p> <p>TEL：054-221-1372</p>

※本事業は、令和2年度予算の成立を前提としています。予算案の審議状況によっては事業額や事業内容に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。